

市内で創業してみませんか？ 甲賀市ふるさと 創業支援家賃補助

市では、創業時の負担軽減や市内での創業促進を目的として、新たな事業を開始

(創業)する小規模企業者を対象とした、市内事業所賃借に係る家賃の一部補助を実施します。

補助制度の概要は次の通りです。



■補助対象者

以下の①～④全てに該当する小規模事業者

- ①市内に事業所を設置し、創業を具体的に計画する方
 - ②市税を滞納していない方
 - ③許認可を必要とする業種の場合、許可を取得もしくは取得することが確実な方
 - ④暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員またはそれらの者と関係をもたない方
- ※事業内容によっては、補助を受けられない場合があります。

■募集期間

5月2日(月)から
※予算枠に達した時点で締め切ります。

■補助対象家賃および補助金額

補助対象家賃	補助対象期間	補助金限度額 (家賃1カ月当たり)
創業のために賃借した事業所に係る賃借料 ※敷金・礼金・共益費・駐車場使用料等は除く	交付決定のあった月から平成29年度3月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・市外からの転入による創業者 上限2万円 ・その他の創業者 上限1万円

※同一補助対象者につき、1回限り。

※その他詳細は商工政策課または市ホームページにて。

問い合わせ・申し込み
商工政策課 商工業振興係
☎65-0709 / ☎63-4087

7月から

コンビニ交付開始 マイナンバーカードの申請はお早めに

7月から各種証明書のコンビニ交付サービスを始めます。
コンビニ交付は、マイナンバーカード(個人番号カード)や住民基本台帳カードを利用して、最寄のコンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機から住民票の写し等を取得できるサービスのことです。

●利用に必要なもの
マイナンバーカード
または住民基本台帳カード
暗証番号登録済の住民基本台帳カードをお持ちでない方は、マイナンバーカードを作成し、証明書発行に必要な暗証番号を登録してください。(現在、住民基本台帳カードで自動交付機をご利用いただいている

方はそのままの暗証番号でご利用いただけます。)
マイナンバーカードの受け取りまでは日数がかかるため、早めの申請をお願いします。

●取得できる証明書
自動交付機で取得できる証明書のほか、課税(非課税)証明書・所得証明書が新たに取得できます。

●手数料
窓口交付より100円安くなります。

問い合わせ
市民課
☎6244272 / ☎6563338

その笑顔 未来を照らす 道しるべ

(平成28年度児童福祉週間標語)

5月5日～11日は
児童福祉週間です。

子どもや家庭、子どもの健やかな成長についてみんなで考えましょう。



甲賀市職員採用試験のお知らせ

- 募集期間 5月2日(月)～31日(火)の執務時間中(8時30分～17時15分)
- 試験日 (一次試験)6月26日(日)
(二次試験以降)7月下旬～8月上旬
※日程は一次試験合格者にお知らせします。
- 合格発表 9月上旬～中旬
※最終試験の際にお知らせします。
- 採用予定日 平成29年4月1日

問い合わせ
職員課 人事係 ☎65-0669 / ☎63-4561

職種/人数	受験要件	※詳細については必ず市ホームページにある受験案内をご確認ください。
保育士・幼稚園教諭/5人程度	①昭和62年4月2日以降生まれ ②保育士および幼稚園教諭の資格を有する、または取得する見込み	
建築(上級)/1人程度		②建築士の資格を有する、または同資格試験の受験資格を有するもしくは有する見込み
土木(上級)/2人程度	①昭和62年4月2日～平成7年4月1日生まれ	②土木施工管理技士の資格を有する、または同資格試験の受験資格を有するもしくは有する見込み
社会福祉士・保健師/各1人程度		②各資格もしくは免許を有する、または取得する見込み

皆さんも参加しませんか

高齢者介護予防 ボランティア・ポイント制度

市では、市民の皆さんに、いつまでも健康で生きがいを持って、毎日元気に過ごしていただくために「高齢者介護予防ボランティア・ポイント制度」を実施しています。
現在、約70人の方がボランティアとして登録され、いきいきと活動されています。

制度のしくみ

- ① ボランティアに登録します
対象 65歳以上の市民で、介護保険の認定を受けていない方
登録先 長寿福祉課
※あらかじめ、指定の研修会を受講することが必要です。
- ② ボランティア活動をします
活動場所 市内指定の介護保険適用施設・障害者施設・NPO法人の農園など
活動内容 話し相手、傾聴、配膳下膳、施設内外の清掃、催事、レクリエーション手伝い、特技披露、農作業、日曜大工など
- ③ ポイントが貯まります
貯まる 市内指定の活動場所(受入機関)でボランティア活動をして、その活動時間に応じてポイントを貯めることができます。
※ポイントの上限は、1日2ポイント、年間50ポイントまでです。
- ④ ポイントは特産品と交換できます
交換する 貯めたポイントは、年度末にポイント数に応じて市の特産品と交換できます。

活動している方の声

- ・人に喜んでもらえて嬉しい
- ・お役に立てていると思うと喜び、やりがいを感じています
- ・体調に気を付けるようになり元気で過ごせています
- ・自分の健康のためにがんばっています

ボランティアをする側も受ける側もお互いに元気を分け合って、みんなが元気にいきいきと暮らせるように、自分にできることから始めてみませんか。

問い合わせ
長寿福祉課
☎6506696 / ☎634085